

奈良県医療ソーシャルワーカー協会規約

(会の名称及び事務局)

- 第1条 本会は奈良県医療ソーシャルワーカー協会といい、事務局を「天理よろづ相談所病院（所在地 奈良県天理市三島町 200 番地）」におくこととし、年度毎にこれを定める。

(目的)

- 第2条 本会は、奈良県内の医療福祉関係者の連絡を密にし、相互に協力して共通の諸問題を研究し、資質を高め、更なる地位の確立を計り、よって医療ソーシャルワークの正しい発展に努力し、社会福祉向上の為の推進力となることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。
- 1 項 医療ソーシャルワークに関する調査研究を行うこと。
 - 2 項 医療ソーシャルワークの普及・啓蒙を図ること。
 - 3 項 医療ソーシャルワークに関する知識及び技術の向上を図ること。
 - 4 項 関係機関および関係団体との連絡調整・協力に関すること。
 - 5 項 その他、目的達成に必要と認められること。

(会員)

- 第4条 本会の会員は、正会員と賛助会員の2種とする。
- 1 項 正会員は、医療法、社会福祉法、及び介護保険法等に基づく施設に所属するソーシャルワーカー、並びに相談援助業務に従事する者とする。
 - 2 項 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する学生並びに医療ソーシャルワークの推進に協力する個人及び団体とする。
- ただし、学生以外の賛助会員としての入会は、正会員1名以上の推薦を要し、会長の承認を得るものとする。**

(会費)

- 第5条 会員は、次の区分によって会費を納めなければならない。
- | | |
|------------|------------|
| 正会員 | 年額 2,000 円 |
| 賛助会員 個人・団体 | 年額 2,000 円 |

学生 年額 1,000 円

なお、既納の会費は返還しないものとする。

(入会)

第6条 本会の目的に賛同し、入会を希望する者は、別に定める入会届を会長に提出する。

(退会)

第7条 会員は別に定める退会届を会長に提出することにより、退会できる

2項 会費を2年以上納入していない者は退会したものとみなす。

3項 死亡、もしくは失踪宣告を受けたもの

(除名)

第8条 会員が次の各項のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

1項 本会の規約又は規則に反したとき。

2項 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

3項 その他除名すべき正当な事由があるとき。

なお、会員の除名の決議を行う場合、当該会員に対し、決議の日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(倫理綱領の遵守)

第9条 ソーシャルワーカーである本会の会員は、その使命にふさわしい倫理を自覚し、「倫理綱領」を遵守しなければならない。

(役員)

第10条 本会には、次の役員をおく。

運営委員：7名以上12名以下

なお、運営委員のうち会長1名、副会長2名以下、会計1名、会計監査1名をおく。

(役員の任務)

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

1項 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある場合、職務を代行し

本会の会務を実行する。

3 項 会計は、金銭の出納を行い、年 1 回は会計報告を行うものとする。

4 項 会計監査は、会計報告の監査を行う。

5 項 運営委員は運営委員会を構成し、総会の決議に基づき、本会の業務を執行する

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

1 項 補欠により役員に就任した者の任期は、前任者の残任期とする。

(運営)

第 13 条 本会を運営するのに、次の会をもつ。

1 項 総会

2 項 運営委員会

(総会)

第 14 条 総会は、正会員をもって構成し、本会の最高の決議機関で、毎年 1 回会長が招集する。

1 項 正会員の 3 分の 1 から会議の目的を示して要求があった時、会長は臨時総会を招集しなければならない。

2 項 総会は、正会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。但し委任状をもって出席にかえることができる。

3 項 総会の議長は、出席正会員の中から選任する。

4 項 総会の決議事項は以下の通り。

- ・ 規約改正
- ・ 事業計画
- ・ 予算及び決算
- ・ その他の重要事項

(運営委員会)

第 15 条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

会長または運営委員が必要と認めたとき、会長が招集し、本会の会務の執行に関する事項を協議する。

(会計報告)

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(附則)

第 17 条 この規約は昭和 47 年 9 月 29 日より施行する。

昭和 49 年 6 月 23 日 一部改正する。

昭和 52 年 3 月 29 日 一部改正する。

昭和 55 年 4 月 15 日 一部改正する。

昭和 56 年 3 月 17 日 一部改正する。

昭和 59 年 3 月 21 日 一部改正する。

平成 02 年 3 月 08 日 一部改正する。

平成 15 年 5 月 10 日 一部改正する。

平成 16 年 5 月 17 日 一部改正する。

平成 25 年 6 月 22 日 一部改正する。

平成 26 年 7 月 5 日 一部改正する。

令和 7 年 5 月 17 日 一部改正する。

令和 8 年 6 月 6 日 一部改正する